

お 知 ら せ

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出をされた方へ

■ 届出内容に変更が生じた場合

- ・ 工事着手前に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要となります。
- ・ 工事の場所や種類、元請業者を変更された場合など、工事の前提条件が変わった時は、改めて工事に着手する日の7日前に届出が必要です。

■ 工事施工の注意事項

▼令和8年度より廃止

- ・ ~~「建設リサイクル法届出済証」シールを標識等に貼り付けてください。~~
- ・ 建設業許可標識又は解体工事業者登録標識の掲示を行ってください。
- ・ 解体工事の場合は、解体工事の種類に適合した解体工事登録業者又は建設業者による施工、その他の建設工事の場合は、工事の種類に適合した建設業者による施工が必要です。
- ・ 解体工事業者の場合は技術管理者、建設業者の場合は主任技術者又は監理技術者を設置してください。
- ・ 工事現場の危害の防止のために仮囲いや、状況に応じて足場や命綱等の安全対策を行ってください。
- ・ 周辺への配慮のために、仮囲いへの養生シートやホコリ防止の散水を行い、騒音、振動、粉塵等の環境対策を行ってください。
- ・ 工事車輛等による通行の妨げに注意してください。
- ・ 状況に応じて関係機関にお問合せの上、必要な手続きを行ってください。

■ そ の 他

- ・ 法により解体工事業者は、帳簿を備付け、保存することが規定されています。
- ・ 特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況について報告を求めることがあります。
- ・ 対象建設工事の現場等への立入検査を行う場合があります

その他の建設工事に関する法律等にも注意してください。

建設業法、建築基準法、労働安全衛生法、道路交通法、振動規制法、騒音規制法
水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
土壤汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
東近江市生活環境保全及び公害防止に関する条例
東近江市廃棄物の処理及び環境の美化に関する条例